

岩手県告示第240号

食品衛生法施行条例別表第1及び別表第2の知事が別に定める基準（平成12年岩手県告示第296号）は、令和3年5月31日限り、廃止する。ただし、食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和3年岩手県条例第10号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）第2条、第3条、別表第1及び別表第2の規定の適用がある場合には、この告示による廃止前の食品衛生法施行条例別表第1及び別表第2の知事が別に定める基準の規定はなおその効力を有するものとする。この場合において、同告示第1項及び第2項中「条例」とあるのは、「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和3年岩手県条例第10号）による改正前の条例」とする。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也